

第3章 防災組織

災害の予防・応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

第1 江差町防災会議

1. 構成

江差町防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく江差町防災会議条例第3条第5項の規定により、町長が任命した者を委員として組織し、その所掌事務は本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、町の地域に災害が発生した場合において、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整を行うものである。

組織の構成は資料1-1のとおりである。

資料1-1 江差町防災会議組織図

2. 運営

江差町防災会議条例（昭和38年江差町条例第6号）の定めるところによる。

第2 災害情報連絡本部の設置及び廃止

次の各号のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに、災害情報連絡本部を短期間設置する等の体制をとるものとする。

災害情報連絡本部の体制及び設置・廃止の時期については、町長がその都度必要に応じて判断し、指示をするものとする。

災害情報連絡本部の設置基準	
設置基準	(1) 次のいずれかについて警報が発表されたとき。 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水 (2) 次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 (3) 町内河川が水防団待機水位に達したとき。 (4) 町内で震度4が記録されたとき。 (5) 津波注意報が発表されたとき。 (6) 町域で大規模な停電が発生したとき (7) その他本部長が必要と認めるとき。
廃止基準	(1) 災害が発生するおそれなくなり、災害情報の収集や災害対策を要する事態の発

災害情報連絡本部の設置基準	
	生等に備え速やかな連絡体制の確保等を要する必要がないと認めるとき (2) 警報等が解除され、連絡体制を継続する必要がないと認めるとき (3) 災害対策本部が設置されたとき (4) その他、町長が必要ないと認めるとき

1. 組織

災害対策情報本部組織機構図は、資料1-2のとおりである。

資料1-2 災害情報連絡本部組織図

2. 業務分担

連絡本部の業務分担は、資料1-3のとおりとする。

資料1-3 災害情報連絡本部の各班事務分掌

第3 災害対策本部の設置及び廃止

1. 組織

江差町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長及び教育長をあて、本部員に各対策部長及び各班長をあて、災害情報を一元化に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに災害応急対策を実施する。災害対策本部組織機構図は、資料1-4のとおりである。

資料1-4 災害対策本部組織図

2. 業務分担

本部の業務分担は、資料1-5のとおりとする。

資料1-5 災害対策本部の各班事務分掌

3. 設置

基本法第23条第1項の規定により、次の基準の一に該当する場合、町長は気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等及び災害の状況を見極めたうえで、必要と認めたとき設置するものとする。

災害対策本部設置基準	
(1)	次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 大雨（土砂災害、浸水害）
(2)	町内河川が氾濫注意水位に達したとき。
(3)	町内で震度5弱又は5強が記録されたとき。
(4)	津波警報が発表されたとき。
(5)	長期にわたって町域で大規模な停電が発生したとき
(6)	別表に掲げる災害が発生したとき。
(7)	その他本部長が必要と認めるとき。

別表

道路災害	(1) 大規模な事故等が発生し、生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
大規模火災	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	(1) 消火活動の難航が予想されるとき。 (2) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。
海上災害	(1) 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 (2) 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 (3) 多くの死傷者が発生したとき。
危険物等災害	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。

4. 廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、本部を廃止する。

5. 設置及び廃止の公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、江差町防災会議構成機関、その他の防災関係機関及び報道機関並びに住民に対し周知に努めるとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表も設置の場合に準ずるものとする。

6. 本部の名称

本部の名称は冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・江差町災害対策本部」とする。

7. 本部の設置場所

本部は江差町役場内におく。災害時の拠点となる庁舎等については、耐震対策等により安全性を確保するよう努めるものとする。

また、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、被災をまぬがれた町内施設のうちから本部長が代替場所を指定する。なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとする。

8. 災害対策本部長の職務代理者の指定

本部長が不在または連絡不能時の決定権限者の順位は以下のとおりとする。

決定権限者	対象者	第1順位	第2順位	第3順位
本部長	町長	副町長	教育長	総務課長
副本部長	副町長	総務課長	建設水道課長	まちづくり推進課長
副本部長	副町長	学校教育課長	社会教育課長	—

第4 災害対策本部の活動体制

本部が設置されると同時に、各対策部及び班の活動体制が速やかに確立されるよう各対策部長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から従事する職員に周知徹底を図るものとする。

1. 本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長・各対策部長及び各班長で構成し、災害対策に必要な指示・総合調整を行うため開催する。

(1) 協議事項

- ア. 気象情報または災害情報に関すること。
- イ. 配備体制に関すること。
- ウ. 各対策部の措置及び調整に関すること。
- エ. 災害応急対策及び予防対策に関すること。
- オ. 防災関係機関に対する応援要請及び自衛隊災害派遣要請に関すること。
- カ. 救助法の適用要請に関すること。
- キ. その他災害対策の重要事項に関すること。

(2) 本部員会議の招集

- ア. 本部員会議は、本部長が招集する。

(3) 本部員会議の運営

- ア. 本部長は、本部員会議の議長となる。
- イ. 各対策部長及び責任者は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ. 各対策部長は、必要に応じ所属職員を伴って会議に出席することができる。
- エ. 各対策部において会議を招集する必要があると認めるときは、本部事務局長にその旨を申し出なければならない。

(4) 決定事項の周知

本部員会議において決定した事項のうち、各対策部長は部員に周知する必要があると認められた事項について、速やかに周知の手続きをとらなければならない。

2. 本部連絡員

- (1) 本部事務局長が必要と認めるときは、本部連絡員を置く。
- (2) 本部連絡員は、各対策班の責任者をもって充てる。
- (3) 本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達するものとする。

第5 災害対策本部の配備体制

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の災害規模及び態様によって対策本部に配備体制を整えるものとし、その配備基準は次のとおりとする。なお、本部が設置されていない場合にあっても、災害の規模及び特性に応じて、臨機に非常配備の体制をとるものとする。

1. 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。
2. 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
3. 班長は、所掌事務に基づき班内の配備基準を定め、班員に徹底しておくものとする。

別冊 災害時職員初動マニュアル

【災害対策本部の配備に関する基準】

種別	配備基準	配備の内容	配備体制
第1非常配備	(1) 次のいずれかについて警報が発表されたとき。 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水 (2) 次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 (3) 町内河川が水防団待機水位に達したとき。 (4) 町内で震度4が記録されたとき。 (5) 津波注意報が発表されたとき。 (6) 町域で大規模な停電が発生したとき (7) その他本部長が必要と認めるとき。	(1) 災害情報連絡本部の設置。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る態勢とする。	○全員 総務総括部防災対策班 ○部長及び班長 建設対策部建設班 住民対策部まちづくり班 福祉対策部福祉保健班

種別	配備基準	配備の内容	配備体制
第2非常配備	(1) 次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 大雨（土砂災害、浸水害） (2) 町内河川が氾濫注意水位に達したとき。 (3) 町内で震度5弱又は5強が記録されたとき。 (4) 津波警報が発表されたとき。 (5) 長期にわたって町域で大規模な停電が発生したとき (6) 別表に掲げる災害が発生したとき。 (7) その他本部長が必要と認めるとき。	(1) 災害対策本部の設置。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行し得る態勢とする。	○全員 総務総括部 建設対策部建設班 住民対策部まちづくり班 ○部長、副部長、班長 各対策部長 ○係員 各対策部長又は副部長が指名する班員
第3非常配備	(1) 町内河川が避難判断水位に達したとき。 (2) 町内で震度6以上が記録されたとき。 (3) 大津波警報が発表されたとき。 (4) その他本部長が必要と認めるとき。	(1) 対策部に所属する職員全員で所掌する災害対策を実施する。	○各対策部の全員

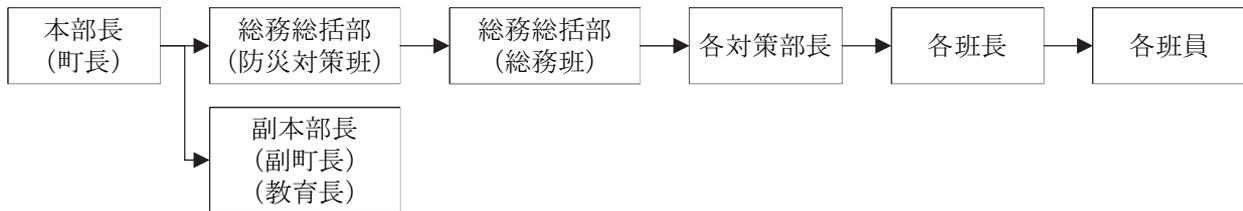
別表

道路災害	(1) 大規模な事故等が発生し、生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
大規模火災	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
林野火災	(1) 消火活動の難航が予想される時。 (2) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
海上災害	(1) 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時。 (2) 人命の救助救出活動の難航が予想される時。 (3) 多くの死傷者が発生したとき。
危険物等災害	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。

4. 動員の伝達系統及び伝達方法

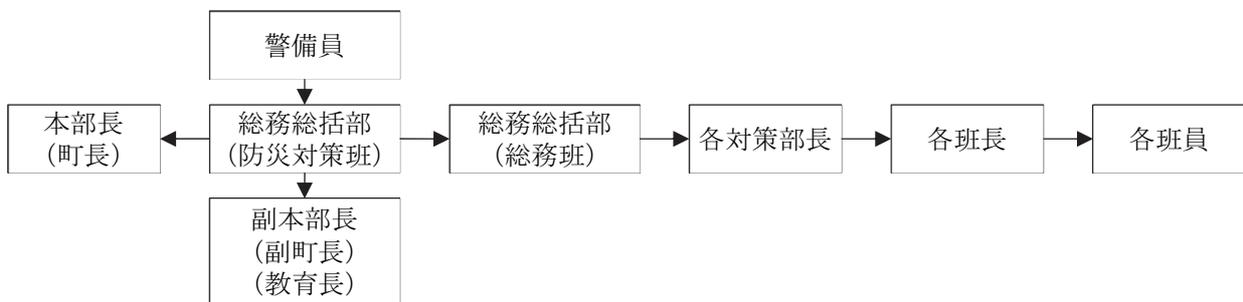
平常執務時及び夜間・休日における伝達系統は下図のとおりとする。なお、平常執務時には庁内放送及び電話で行い、夜間休日においては電話等により行うものとし、その細部にわたる方法、順序等は各対策部長があらかじめ定めておくところとする。

(1) 平常勤務時の場合



伝達手段：庁内放送・電話による。

(2) 夜間・休日の場合



伝達手段：庁内放送・電話による。

5. 職員の非常登庁

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、勤務時間外・休日においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

職員は、勤務時間外・休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話・遠隔吹鳴システム・広報車・テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

6. 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

【消防機関への伝達系統】



第6 非常配備体制の活動要領

1. 本部の活動開始及び終了

(1) 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

(2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

2. 非常配備体制下の活動

(1) 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 総務総括部長は、函館地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報等の收受・伝達等を行う。
- イ. 総務総括部長は、雨量・水位等に関する情報を関係機関から収集する。
- ウ. 各班長は、本部事務局からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- エ. 第1非常配備につく職員の数人は、状況により各対策部長において増減するものとする。

(2) 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- イ. 各責任者は、情報の収集・伝達体制を強化する。
- ウ. 本部事務局長は、各対策部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- エ. 各責任者は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a. 災害の状況を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b. 装備・物資・資機材・設備・機械・車両等を点検し、必要に応じて罹災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c. 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(3) 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

第7 住民組織等の活用

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、町内会・自治会、婦人会等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- (1) 災害情報の収集・伝達と町（本部）等への連絡に関すること。
- (2) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。

- (3) 避難指示等の発令時に避難場所への誘導に関する事。
- (4) 避難所等の炊き出しに関する事。
- (5) 救援物資の支給、防疫及び清掃の奉仕に関する事。
- (6) その他救助活動で町長が協力を求めた事項。

第2節 気象業務に関する計画

暴風・竜巻・暴風雪・大雨・大雪・洪水・高潮・波浪・土石流等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するために必要な気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の収集・伝達方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1. 予報区と担当官署（当町管轄担当）

(1) 予報区

ア. 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と、11に分割した地方予報区に分かれ、更に地方予報区を56に分割した府県予報区から成っている。北海道全域（北海道地方予報区）は札幌管区気象台が担当し、本町の区域担当官署は函館地方気象台であり、渡島・檜山地方を担当している。

イ. 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

a. 一次細分区域（北海道は振興局単位）

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により、府県予報区を分割して設定する。

b. 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある（市町村を分割して設定している二次細分区域（二次細分区域の欄中※を付した名称が該当）の区域は別表に示す）。

二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする。

c. 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

(注) 特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区担当官署 (担当区域)	渡島地方 檜山地方	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
函館地方気象台 (渡島・檜山管内)	渡島総合 振興局	渡島北部	長万部町、八雲町八雲※
		渡島東部	函館市、北斗市、森町、七飯町、鹿部町
		渡島西部	松前町、知内町、木古内町、福島町
	檜山振興局	檜山北部	せたな町、八雲町熊石※、今金町
		檜山南部	江差町、乙部町、厚沢部町、上ノ国町
		檜山奥尻島	奥尻町



(2) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12の地方海上予報区に成っており、そのうち以下の担当区域を札幌管区气象台が担当する。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部 ※1	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
北海道南方及び東方海上 ※2	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

※1 茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

※2 尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

2. 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区気象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担 当 官 署	予警報等の種類	回 数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 早期天候情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随 時
札幌管区気象台、 函館・旭川・室蘭・釧路・ 網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警 報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 随 時 随 時
帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警 報・警報・注意報 府県気象情報	随 時 随 時
札幌管区気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 海水情報	毎日2回(07、19時) 随 時 随 時
稚内・網走・釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県海水情報	随 時

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、及び消防法(昭和23年法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法等は次によるものとする。

1. 種類及び発表基準

(1) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その

旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

(2) 気象警報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

大雨警報	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

(3) 気象注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。あるときに発表される。
融雪注意報	融雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。あるときに発表される。
低温注意報	低温により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(4) 高潮警報及び注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(5) 波浪警報及び注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

波浪警報	高い波により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(6) 洪水警報及び注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表

2. 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布 ^{※1})	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5相当				氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報（浸水害） ^{※2} 危険度分布：黒 (災害切迫)		大雨特別警報（土砂災害） 危険度分布：黒 (災害切迫)	高潮氾濫発生情報 ^{※3}
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※高齢者等以外の人にも、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等からの詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
 ※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
 ※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

3. キキクル等

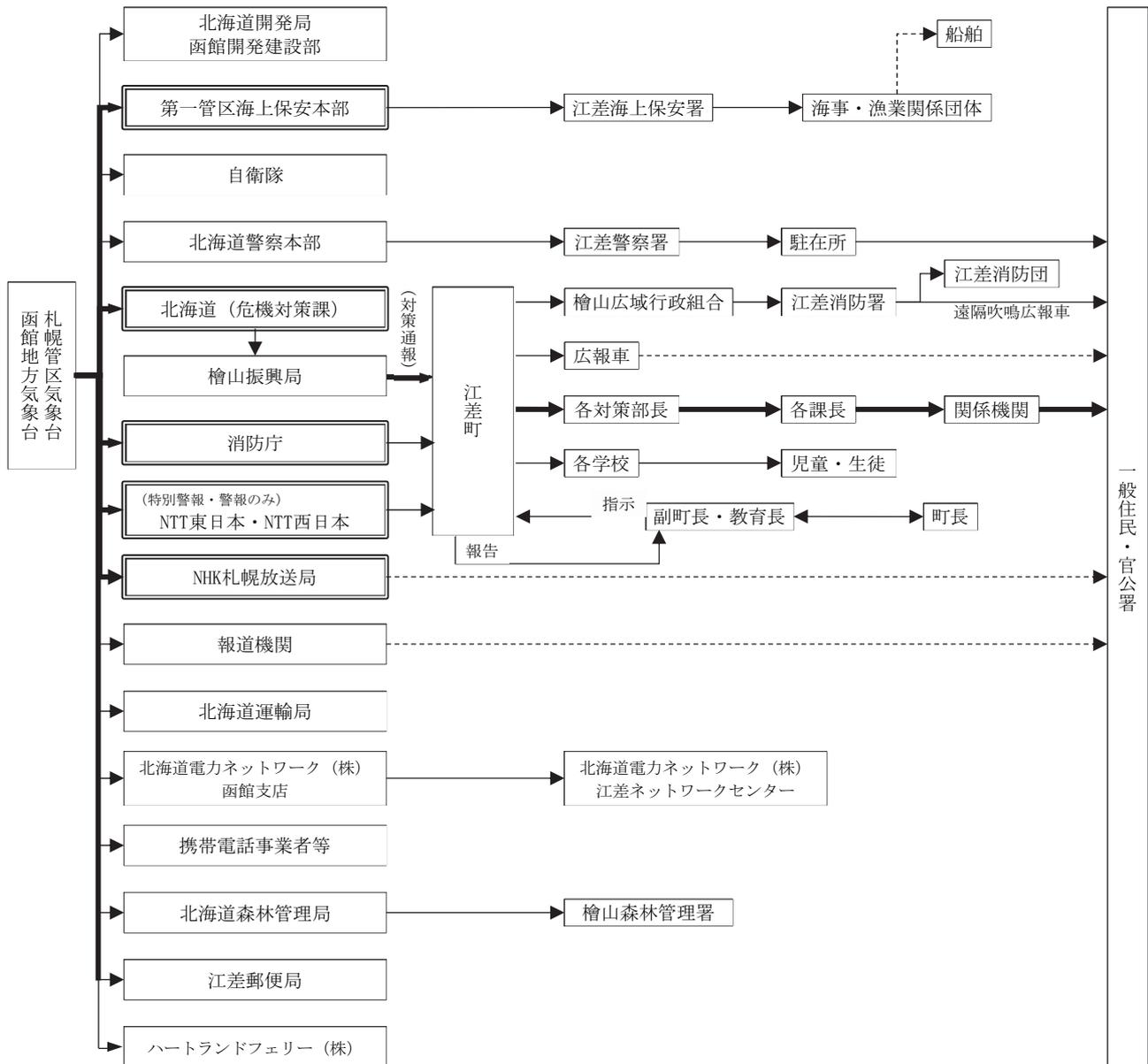
種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

次に示す系統図に基づき、電話、遠隔吹鳴システム、広報車、口頭、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報・伝達する。

なお、特別警報・警報・注意報及び気象情報等伝達系統図は、次のとおりである。

【特別警報・警報・注意報及び気象情報等伝達系統図（地震対策計画を含む）】



※) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太線) は、特別警報が発表された際に気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 は、放送・無線
 ・緊急速報メールは、「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

1. 受領伝達責任者

気象に関する「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の受領及び周知の責任者（以下、「受領責任者」という。）は、本部事務局長とする。なお、本部事務局長が不在の場合は、総務課主幹・防災担当係長の順とする。なお、受領責任者は、通知を受領したとき必要に応じ関係各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要があると認めるときは、直ちに一般住民に周知するものとする。

2. 特別警報・警報・注意報並びに情報等を受領した場合の措置

(1) 執務時間内の場合

防災担当職員は、「特別警報・警報・注意報並びに情報等」を受けたとき、直ちに受領責任者に報告してその指示を受け、必要に応じて関係各課及び関係機関に通知する。

(2) 執務時間外の場合

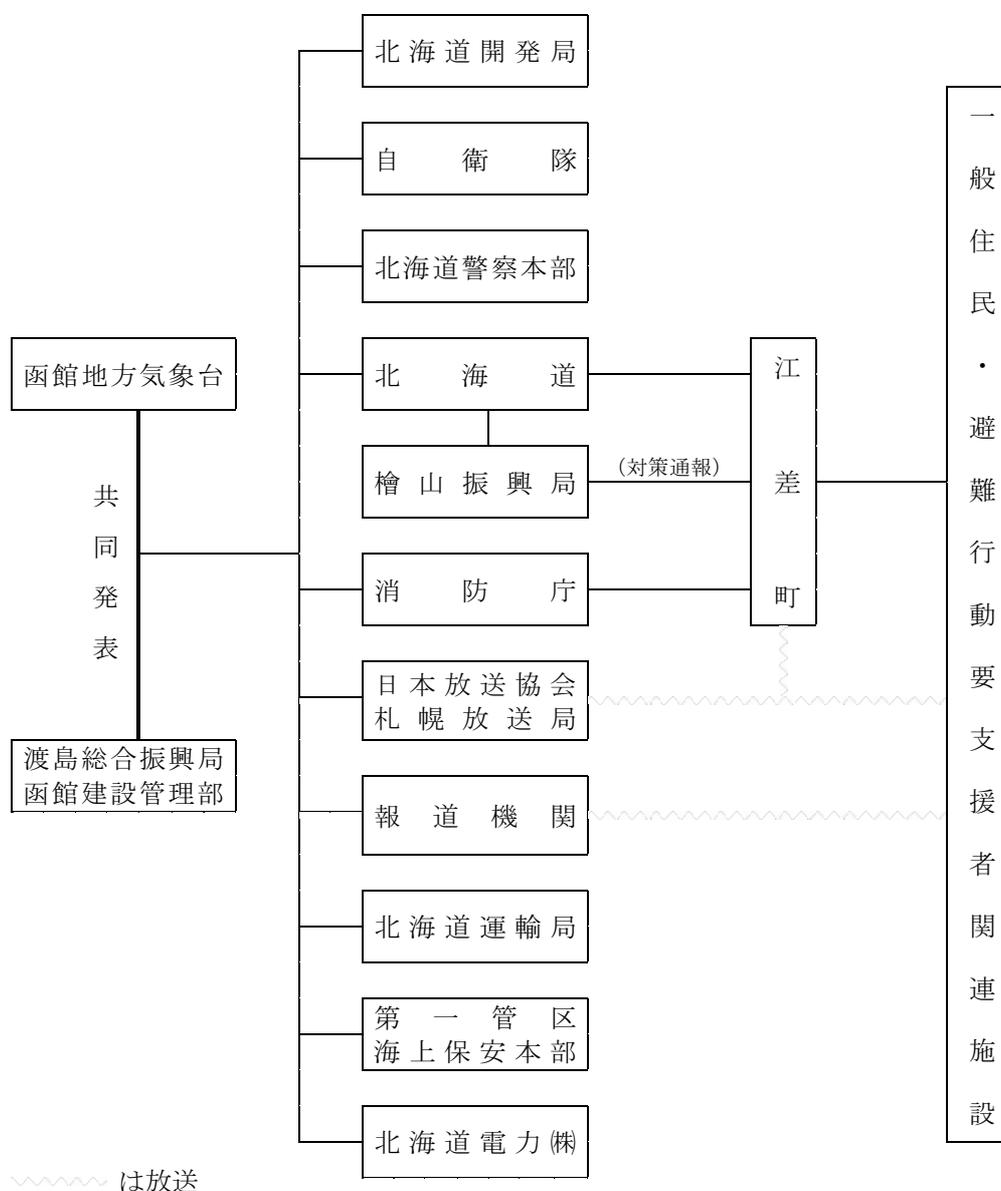
執務時間外の「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の取り扱いは、夜間及び休日（週休日及び祝日）の場合は夜警員が受領し、直ちに受領責任者に連絡する。

第4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、渡島総合振興局と函館地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



第5 火災気象通報（函館地方気象台発表）

1. 火災気象通報と基準

函館地方気象台が発表する火災気象通報は、北海道を通じて、本町に通報される。町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防止上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

【火災気象通報基準】

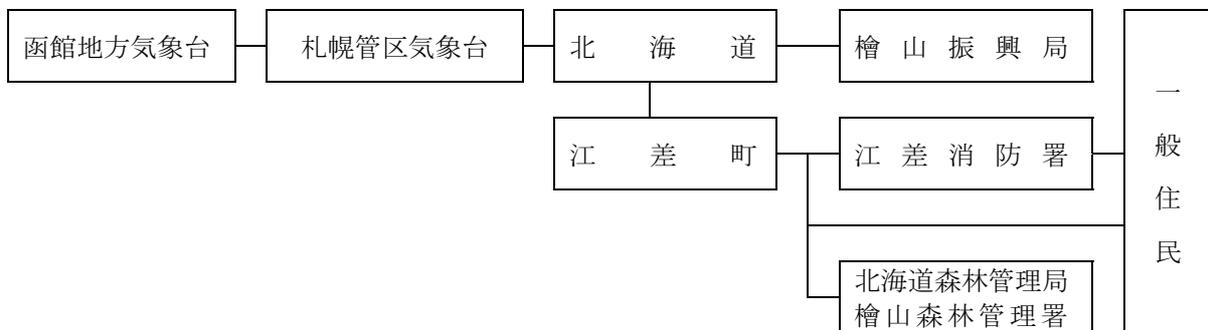
発 表 基 準
「乾燥注意報」（実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下の場合）及び「強風注意報」（平均風速で陸上 13m/s 以上が予想される場合）の基準と同一とする。 ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

2. 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章第5節 林野火災対策計画」により実施する。

3. 火災気象通報の伝達系統図は次のとおりである。

【火災気象通報伝達系統図】



第6 気象情報等

1. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2. 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

3. 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

4. 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

5. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻・ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第7 海上警報の種類・発令基準及び伝達

1. 種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

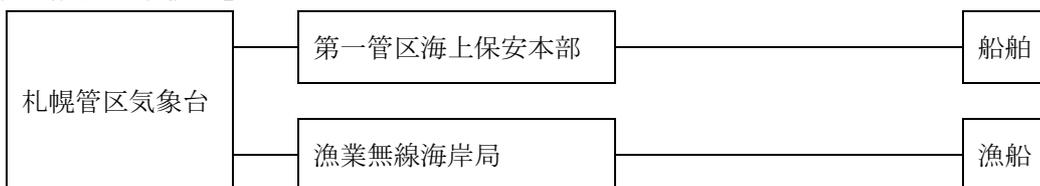
種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10（48kt～）以上の場合（台風により風力階級12（64kt～）

			の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級 12 (64kt～) の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

2. 海上警報通報の伝達系統図

【海上警報通報伝達系統図】



第8 水防活動用気象警報及び気象注意報の種類

水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる特別警報・警報・注意報により代行する。

その種類は次のとおりである。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表される)

第9 地震動予報及び警報等

1. 地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称の基準について

区分	情報発表の名称	内容基準
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上または最大長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

（※）2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

2. 緊急地震速報

（1）緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

（2）緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため、気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3. 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いられる地域



4. 地震情報及び津波情報

(1) 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報または津波警報、注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で津波警報等発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、道・町が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で津波警報等発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加え、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道及び渡島・檜山地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(3) 津波に関する情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報	情報の種類	内容
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、3の(5)の(津波警報等の発表基準と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を公表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を公表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を公表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を公表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が公表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を公表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を公表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を公表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては

1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波警報等の発表基準・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

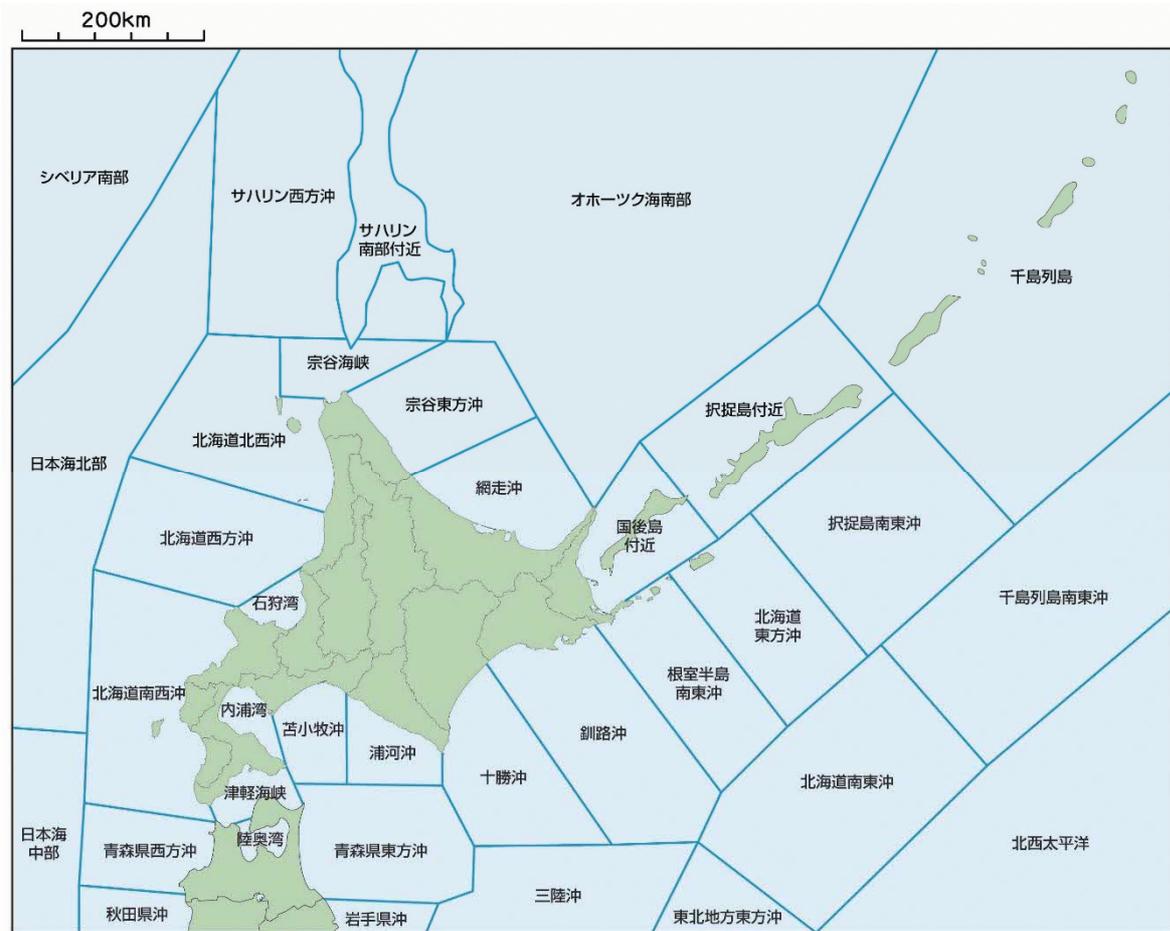
ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なため行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

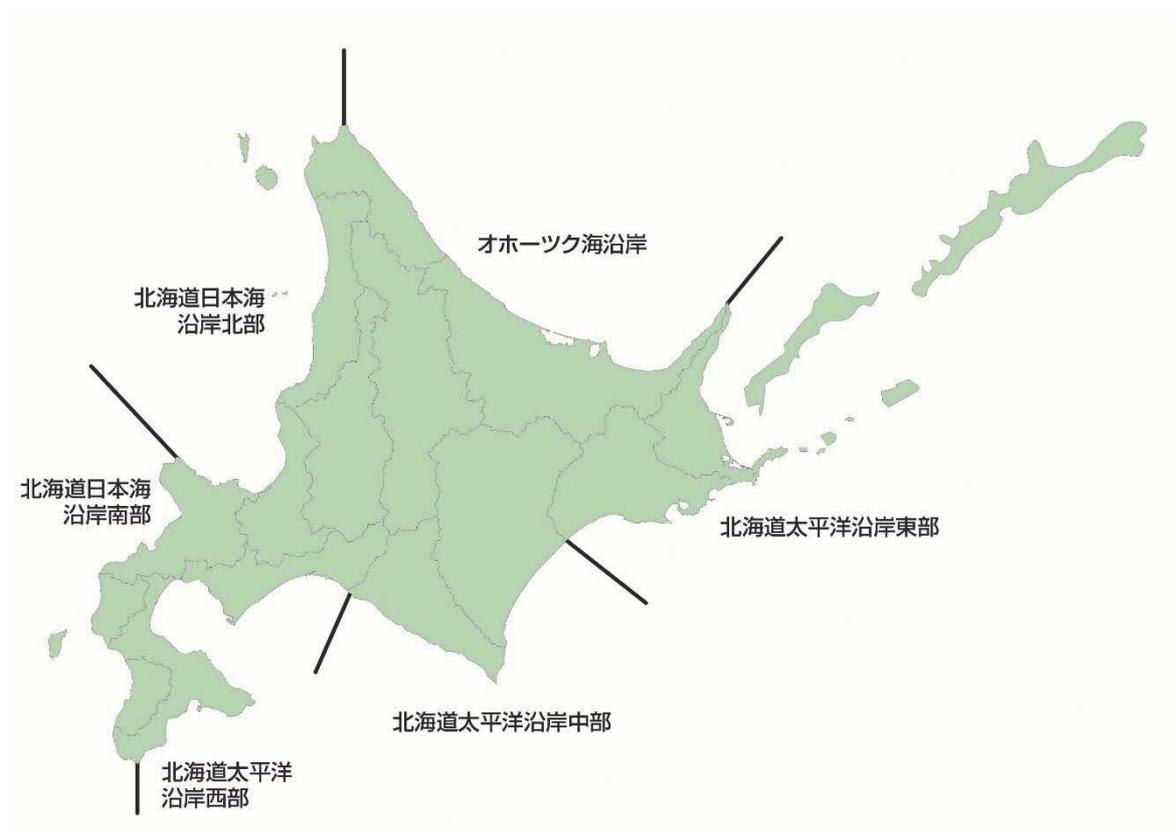
イ 津波予報の発表基準

	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 北海道付近海域の震央地名



エ 津波予報区

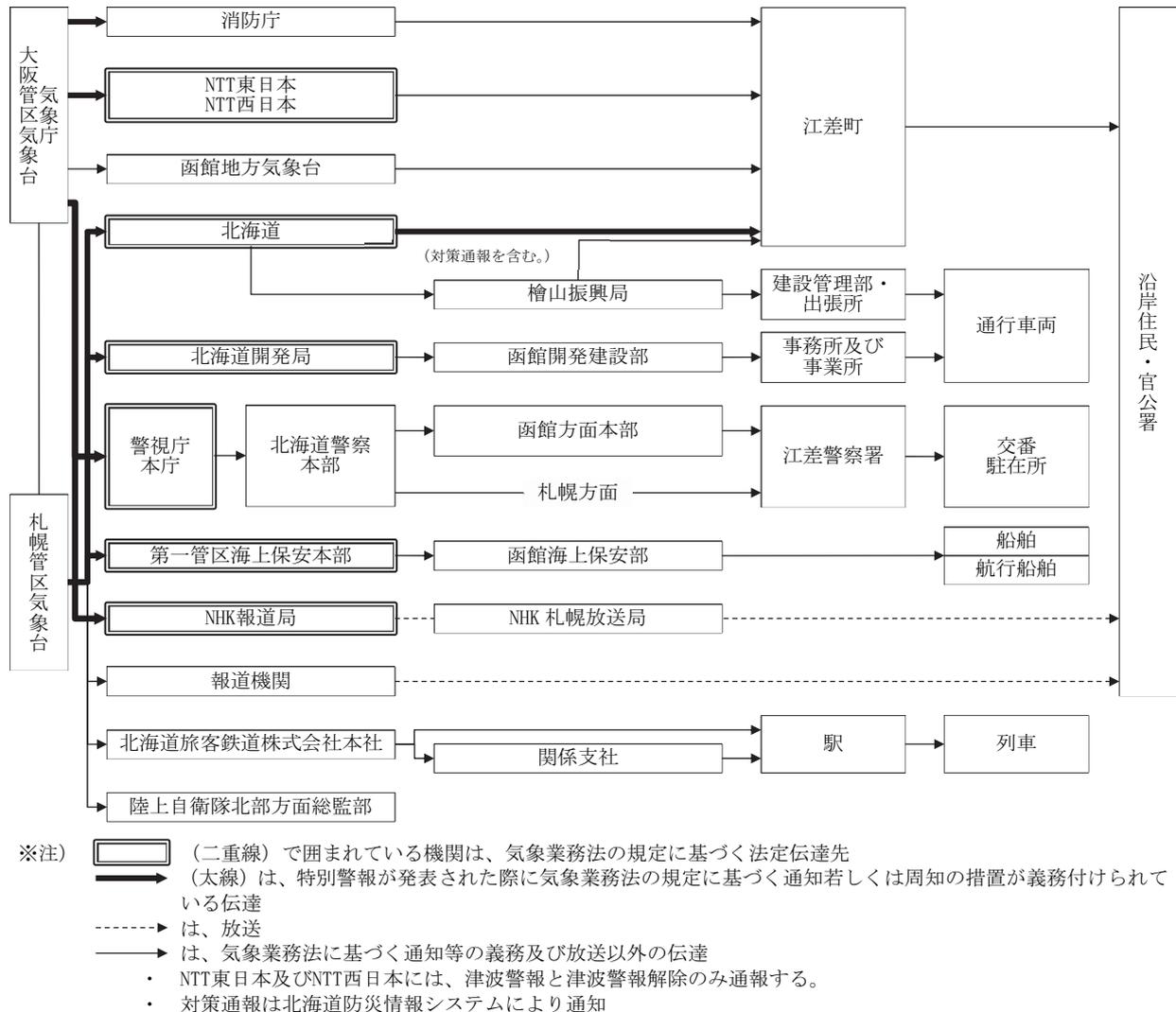


オ 津波予報区域

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

5. 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



第10 異常現象を発見した者の措置等

1. 通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2. 警察官の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3. 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地 域
函館地方气象台 函館市美原3-4-4	函館 (0138) 46-2211 46-2212	渡島総合振興局 檜山振興局地域管内